

別記様式（第19条関係）

※部局承認番号	
※部局承認日	

東京大学第二種使用等拡散防止措置
機関確認・承認申請書

平成 年 月 日

東京大学医科学研究所長 殿

申請者	部局・分野	
	実験管理者 職・氏名	TEL FAX E-mail
	実験担当責任者 職・氏名	TEL FAX E-mail

遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の確認・承認を受けたいので、次のとおり申請します。

第二種使用等の名称		
第二種使用等の種類		1. 微生物使用実験 2. 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) 動物作成実験 (2) 動物接種実験 4. 植物使用実験 (1) 植物作成実験 (2) 植物接種実験 (3) きのこ作成実験 5. 細胞融合実験
実験実施予定期間 (5年以内)		平成 年 月 から 平成 年 月まで
使用場所	名 称	
	所 在 地	
第二種使用等の目的		
第二種使用等の概要		
遺伝子組換え生物等を 不活化するための措置		
その他参考となる事項		
遺伝子組換え生物等委員会 が本拡散防止措置を適当と 認める理由		
		委員長の所属職・氏名

遺伝子組み換え生物等及び拡散防止措置の一覧表						
核酸供与体	供与核酸	ベクター	宿主等	保有動植物等	拡散防止措置の区分	備 考

拡散防止措置に係わる施設等	位 置	
	構 造 (P3 のみ該当)	
	設 備	

委員会認可の日付が平成16年2月以前のものについては、法制化後平成16年2月に再認可済

☐ 第3頁へ続く
 ☐ 第3頁の事項はすべて空欄につき省略

遺伝子組換え生物等の特性

(参考) 以下に該当する場合に記入が必要な場所を注の番号で示します。

あまり知られていない遺伝子・新規遺伝子 : (b) (審査に必要な程度で簡単に)

あまり知られていないベクター : (c, d, e, f)

毒素遺伝子 : (a, b)

大量培養実験 : (e)

組換え動植物を作出する実験、組換え体を接種する実験は2ページ目までの記載で結構です。

核酸供与体の特性 (a)	
供与核酸の特性 (b)	
ベクター等の特性 (c)	
宿主等の特性 (d)	
遺伝子組換え生物等の特性 (宿主等との相違を含む) (e)	
遺伝子組換え生物等を保存 している動物、植物又は 細胞等の特性 (f)	

【備考:申請時には添付しないで下さい】

- 1 「申請者の実験管理者」については、当該第二種使用等を直接管理する者について記載すること。
- 2 「申請者の実験担当責任者」については、当該第二種使用等実際に従事する実験責任者について記載すること。
- 3 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 4 「第二種使用等の種類」については、当該第二種使用等が該当するすべての項目を選ぶこと。
- 5 「使用場所」については、当該第二種使用等に用いるすべての実験室、実験区画、実験区域、及び飼育区画についてそれぞれ記載すること。
- 6 「第二種使用等の概要」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等について記載すること。
- 7 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等及び当該第二種使用等をする間に係る拡散防止措置の区分を記載すること。また、適宜区画することにより、核酸供与体、供与核酸、ベクター、宿主等、保有動植物等及び拡散防止措置の個々の組合せ並びに実験の一連の流れがわかるように記載すること。
 - ・ 「核酸供与体」は、核酸供与体となる生物の種名、系統名等及び区分（クラス）を記載すること。
 - ・ 「供与核酸」は、遺伝子の名称等やゲノムDNA、相補DNA、合成DNA等の供与核酸の種類を記載すること。
 - ・ 「ベクター」は、審査に必要な範囲でベクターの名称を記載すること。なお、ウイルスは、ベクターとして用いる場合であっても、宿主として扱われるので、宿主等に記載すること。
 - ・ 「宿主等」、「保有動植物等」は、それぞれ宿主、遺伝子組換え生物等を保有させている動物、植物及び細胞等の種名、系統名等を記載すること。また、「宿主等」には区分（クラス）を記載すること。
 - ・ 「拡散防止措置の区分」は、省令の別表第二から第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分（クラス）を参考に実験をする間に執る拡散防止措置の区分を記載すること。
- 8 「拡散防止措置に係る施設等」については、次に掲げる項目について記載すること。
 - (1) 使用場所に記載した名称の位置を図示
 - (2) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (3) 施設等の認可状況
- 9 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込式とすること。
- 10 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。